

平成29年10月

災害融資
(個人)

災害復興住宅融資金利（個人向け）のお知らせ＜一般災害＞

- ・ 東日本大震災により被災された方は「災害復興住宅融資金利のお知らせ（東日本大震災）」をご覧ください。
- ・ 返済方法が高齢者向け返済特例の場合は「災害復興住宅融資金利（高齢者向け返済特例）のお知らせ」をご覧ください。

適用期間

平成29年10月20日～平成29年11月19日までに融資のお申込みをされた方
次回の融資金利改定スケジュール（予定）

平成29年11月20日（発表：平成29年11月16日）

融資の条件や手続については、「災害復興住宅融資のご案内」（パンフレット）または当機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html>）をご覧ください。

資金用途	融資金利（全期間固定金利型）	
建設資金 購入資金 ・新築住宅購入 ・リ・ユース（中古）住宅購入 ・中古リフォーム一体型	基本融資額	年 0.55% [年 0.55%]
	特例加算額	年 1.45% [年 1.45%]
補修資金	基本融資額	年 0.55% [年 0.55%]

[] 内の金利は、改定前の金利です。



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

（旧「住宅金融公庫」）

<個人向け>

【災害復興住宅融資】100万円あたりの返済額（めやす）

【ご注意】
（個人向け）

補修の場合で、元金据置期間を設定するときは、返済期間の欄の年数から1年を引いた年数の返済額をご覧ください。

（例）
返済期間 20年
据置期間 1年
20年 - 1年 = 19年
→返済期間19年の返済額をご覧ください。

返済期間	融資金利 返済方法	全期間 年 0.55%		全期間 年 1.45%	
		元金均等	元利均等	元金均等	元利均等
1年	毎月払い	83,791	83,581	84,541	83,989
	ボーナス払い	502,750	502,063	507,250	505,444
2年	毎月払い	42,124	41,905	42,874	42,298
	ボーナス払い	252,750	251,721	257,250	254,547
3年	毎月払い	28,235	28,013	28,985	28,403
	ボーナス払い	169,416	168,274	173,916	170,921
4年	毎月払い	21,291	21,068	22,041	21,455
	ボーナス払い	127,750	126,551	132,250	129,112
5年	毎月払い	17,124	16,900	17,874	17,288
	ボーナス払い	102,750	101,518	107,250	104,030
6年	毎月払い	14,346	14,122	15,096	14,510
	ボーナス払い	86,083	84,830	90,583	87,312
7年	毎月払い	12,362	12,138	13,112	12,526
	ボーナス払い	74,178	72,910	78,678	75,373
8年	毎月払い	10,874	10,649	11,624	11,038
	ボーナス払い	65,250	63,970	69,750	66,421
9年	毎月払い	9,717	9,492	10,467	9,882
	ボーナス払い	58,305	57,018	62,805	59,460
10年	毎月払い	8,791	8,566	9,541	8,957
	ボーナス払い	52,750	51,456	57,250	53,893
11年	毎月払い	8,033	7,808	8,783	8,200
	ボーナス払い	48,204	46,905	52,704	49,340
12年	毎月払い	7,402	7,177	8,152	7,570
	ボーナス払い	44,416	43,114	48,916	45,547
13年	毎月払い	6,868	6,643	7,618	7,037
	ボーナス払い	41,211	39,905	45,711	42,339
14年	毎月払い	6,410	6,185	7,160	6,580
	ボーナス払い	38,464	37,155	42,964	39,590
15年	毎月払い	6,013	5,789	6,763	6,184
	ボーナス払い	36,083	34,773	40,583	37,209
16年	毎月払い	5,666	5,442	6,416	5,838
	ボーナス払い	34,000	32,688	38,500	35,127
17年	毎月払い	5,359	5,135	6,109	5,533
	ボーナス払い	32,161	30,848	36,661	33,291
18年	毎月払い	5,087	4,863	5,837	5,262
	ボーナス払い	30,527	29,213	35,027	31,660
19年	毎月払い	4,843	4,620	5,593	5,020
	ボーナス払い	29,065	27,750	33,565	30,201
20年	毎月払い	4,624	4,400	5,374	4,802
	ボーナス払い	27,750	26,434	32,250	28,889
21年	毎月払い	4,426	4,202	5,176	4,605
	ボーナス払い	26,559	25,243	31,059	27,703
22年	毎月払い	4,245	4,022	4,995	4,426
	ボーナス払い	25,477	24,161	29,977	26,626
23年	毎月払い	4,081	3,858	4,831	4,263
	ボーナス払い	24,489	23,172	28,989	25,643
24年	毎月払い	3,930	3,707	4,680	4,113
	ボーナス払い	23,583	22,267	28,083	24,742
25年	毎月払い	3,791	3,568	4,541	3,975
	ボーナス払い	22,750	21,433	27,250	23,915
26年	毎月払い	3,663	3,440	4,413	3,849
	ボーナス払い	21,980	20,664	26,480	23,151
27年	毎月払い	3,544	3,321	4,294	3,731
	ボーナス払い	21,268	19,952	25,768	22,445
28年	毎月払い	3,434	3,211	4,184	3,622
	ボーナス払い	20,607	19,291	25,107	21,790
29年	毎月払い	3,331	3,109	4,081	3,521
	ボーナス払い	19,991	18,676	24,491	21,181
30年	毎月払い	3,235	3,013	3,985	3,427
	ボーナス払い	19,416	18,102	23,916	20,613
31年	毎月払い	3,146	2,924	3,896	3,339
	ボーナス払い	18,879	17,565	23,379	20,082
32年	毎月払い	3,062	2,840	3,812	3,256
	ボーナス払い	18,375	17,061	22,875	19,584
33年	毎月払い	2,983	2,761	3,733	3,178
	ボーナス払い	17,901	16,588	22,401	19,118
34年	毎月払い	2,908	2,687	3,658	3,106
	ボーナス払い	17,455	16,143	21,955	18,679
35年	毎月払い	2,838	2,618	3,588	3,037
	ボーナス払い	17,035	15,724	21,535	18,266
据置期間	毎月の利息	458	458	1,208	1,208

住宅金融支援機構 災害復興住宅融資 商品概要(個人) <一般災害共通>

資金使途	災害によりご自分又は親の住宅が被災した場合に、ご自分又は親が居住するために住宅を建設、購入又は補修するための資金 ※被災者に貸すための住宅の場合も対象になります。 ※ローンのお借換えには利用できません。
融資額	融資額は、各所要額の合計額又は以下の融資限度額の合計額のいずれか低い額が限度となります(10万円以上10万円単位)。 ◆建設の場合 ①基本融資額(建設資金) : 1,650万円(注1) (土地取得資金) : 970万円(注2) (整地資金) : 440万円 ②特例加算額(建設資金) : 510万円 (注1) 被災親族同居の場合は2,280万円が限度となります。被災親族同居とは、別居していた直系親族の関係にある方がそれぞれ被災し、かつ、新たに建設された住宅に同居する場合に対象となります。詳しくは「災害復興住宅融資のご案内<一般災害>」の26ページをご覧ください。 (注2) 賃借権を取得した場合の基本融資額(土地取得資金)は、580万円が限度となります。 定期借地権等を取付した場合の保証金についても、一定の条件を満たす場合は融資の対象となりますが、この場合の基本融資額(土地取得資金)は、380万円が限度となります。 ※基本融資額(建設資金)及び特例加算額(建設資金)の合計額は、建設費が限度となります。 ※基本融資額(土地取得資金)及び基本融資額(整地資金)は、それぞれ所要額が限度です。 ※基本融資額(土地取得資金)は、基本融資額(建設資金)と併せてご利用いただけます。 ※損壊家屋の除去費用も融資対象として建設費に含めることができます。 ※基本融資額(土地取得資金)は、り災日後に土地を取得した場合に限りご利用いただけます。 ※基本融資額(整地資金)は、被災住宅部分の建設に併せて行う、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合等に ご利用いただけます。 ※国、地方公共団体等から住宅建築に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。 ◆購入の場合 ○新築住宅の場合 ①基本融資額(購入資金) : 2,620万円(注1)(注2) ②特例加算額(購入資金) : 510万円 ○リ・ユース住宅(中古住宅)の場合 ①基本融資額(購入資金) リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション : 2,620万円(注1)(注2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション : 2,320万円(注1)(注2) ②特例加算額(購入資金) : 510万円 (注1) 基本融資額(購入資金)のうち、基本融資額(土地取得資金)の970万円が含まれます。 基本融資額(購入資金)のうち、賃借権を取得した場合の基本融資額(土地取得資金)は、580万円が限度となりますので、基本融資額(購入資金)の融資限度額は、上記の金額からそれぞれ390万円を減額した金額となります。 定期借地権を取得した場合の保証金も一定の条件を満たす場合は融資対象となりますが、この場合の基本融資額(土地取得資金)は380万円が限度となりますので、基本融資額(購入資金)の融資限度額は上記の金額からそれぞれ590万円を減額した金額となります。 (注2) 被災親族同居の場合で敷地が所有権のときは、新築住宅購入、リ・ユースプラス住宅及びリ・ユースプラスマンションは3,250万円、リ・ユース住宅及びリ・ユースマンションの場合は2,950万円が限度となります。被災親族同居とは、別居していた直系親族の関係にある方がそれぞれ被災し、かつ、新たに購入された住宅にこれらの方が同居する場合をいいます。 詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内<一般災害>」の26ページをご覧ください。 ※基本融資額(購入資金)及び特例加算額(購入資金)の合計額は、購入価額が限度となります。 ※基本融資額(購入資金)は、基本融資額(土地取得資金)単独では利用できません。 ※国、地方公共団体等から住宅購入に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。 ◆補修の場合 基本融資額(補修資金) : 730万円 (引方移転資金) : 440万円(注) (整地資金) : 440万円(注) (注) 基本融資額(引方移転資金)及び基本融資額(整地資金)の両方を利用する場合は、合計で440万円が限度となります。 ※基本融資額(補修資金)、基本融資額(整地資金)及び基本融資額(引方移転資金)は、それぞれ所要額が限度となります。 ※段階的に補修を行う場合の先行して行う補修のための資金及び先行して行う補修以外の補修のための資金の融資額の合計額は、上記金額が限度となります。 ※基本融資額(補修資金)は、被災住宅部分の補修に併せて行う、増築工事や門扉の補修にもご利用いただけます。 ※基本融資額(整地資金)は、被災住宅部分の補修に併せて行う、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合等に ご利用いただけます。 ※基本融資額(引方移転資金)は、基本融資額(補修資金)と併せてご利用いただけます。 ※国、地方公共団体等から住宅の補修に対する補助金を受けられる方は、融資額が減額になる場合があります。 ※詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内<一般災害>」の4ページ及び5ページをご覧ください。 ※審査の結果、融資額がご希望どおりの額とならない場合があります。
返済期間	最長返済期間は、次の①又は②のいずれか短い年数となります(1年単位で設定)。 ①申込み区分・構造等による最長返済期間 ◆建設・新築購入の場合 ・耐火、準耐火、木造(耐久性) : 35年 ・木造(一般) : 25年 ◆リ・ユース住宅(中古住宅)購入の場合 ・リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション : 35年 ・リ・ユース住宅、リ・ユースマンション : 25年 ◆補修の場合 : 20年 ※住宅の建設又は購入の場合にご融資の契約日から最長3年間(1年単位)の元金据置期間(利息のみの支払期間)を設定でき、元金据置期間を希望すると、据置期間分返済期間が延長されます。補修の場合は返済期間内で、ご融資の契約日から1年間の元金据置期間(利息のみの支払期間)を設定できます(返済期間は延長されません)。 ②年齢による最長返済期間 「80歳」-「申込本人又は収入合算者(注)のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢(1歳未満切上げ)」 (注) 収入合算を希望する金額が収入合算者の収入の50%を超える場合に限りです。
融資金利	固定金利(全期間固定金利型) ※借入申込日現在の融資金利が適用されます。 ※金利は、住宅金融支援機構のホームページ等でご確認ください。 ※詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内<一般災害>」の5ページをご覧ください。
担保	原則として、融資の対象となる建物と敷地に、機構のための第1順位の抵当権を設定していただきます。 ただし、融資額が300万円以下の場合等については、抵当権の設定は不要です。 ※抵当権の設定費用(司法書士報酬等)は、お客さまのご負担となります。 ※詳しくは、「災害復興住宅融資のご案内<一般災害>」の7ページをご覧ください。
火災保険	返済終了までの間、融資の対象となる建物に、火災保険(損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。 建物の火災による損害を補償対象としていただきます。 保険金額は、融資額以上*とします。 * 融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額(評価額)を超える場合は、評価額とします。 ※火災保険料は、お客さまのご負担となります。
保証人	必要ありません(被災者に貸すために、災害復興住宅融資を利用する場合は、保証人が必要です。)。
手数料	融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は必要ありません。